

長谷地域づくり協議会規約

(名称並びに構成員)

第1条 本会は、長谷地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、長谷地域内に居住するすべての住民を構成員とする。また、長谷地域外に居住し協議会の目的に賛同する者を準構成員とする。

(目的)

第2条 協議会は、長谷地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、もって地域の文化・福祉の向上と豊かで安心して住める地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動地域)

第3条 協議会の活動地域は長谷地域とする。

2 長谷地域とは、旧長谷小学校区6自治会（□長谷、宗行、横坂、□金近、□奥金近、奥長谷）の範囲を指すものとする。

(活動)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流、親睦に関すること
- (2) 地域の活性化並びに福祉の向上に関すること
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること
- (4) 青少年健全育成に関すること
- (5) 防災、防火、防犯に関すること
- (6) 地域づくりの推進に関する広報及び啓発に関すること
- (7) センター等の管理・運営に関すること
- (8) 自治会活動との連携に関すること
- (9) その他協議会の目的達成のため必要な事業

(事務局)

第5条 協議会を円滑に運営するため、事務局を佐用町長谷地域交流センター（ふれあい長谷）内（〒679-5343 佐用町口長谷 580 番地）に置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会（総会、企画委員会等）の運営に関すること
- (2) 各部会の総括・調整に関すること
- (3) 広報活動に関すること
- (4) 各種事務手続き、その他庶務に関すること
- (5) その他事務局が行うこととなった事項に関すること

3 事務局は、センター長、書記、会計並びに事務員で構成する。

- 4 センター長は、長谷地域自治会長会の推薦により会長が任命する。
- 5 センター長は、事務局長を兼務し、企画委員会の調整役として事務にあたる。
- 6 書記は、協議会の会議録等を作成し、資料記録等を保管する。また、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の職務を代行する。
- 7 会計は、協議会並びにセンター管理の出納に関する一切の業務を行う。
- 8 センター長、書記並びに会計は、総会及び企画委員会に参加する。
- 9 事務員は、センター長の指示のもと事務を遂行する。
- 10 書記、会計並びに事務員は、センター長が推薦し、企画委員会の同意を得て会長が任命する。

(委員並びにサポーター、地域創生団体)

第6条 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等の役員、委員並びに各種活動団体を代表する者
- (2) 協議会会長が推薦する者
- (3) 本人からの加入申し出により、会長が認めた者(若干名)
- 2 協議会の活動趣旨に賛同し、協議会の活動を支援する個人をサポーターとし、同じく、支援する団体等を地域創生団体とする。
- 3 第1項第2号の委員並びに第2項については、総会で承認された個人並びに団体とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 企画委員長 1名
- (4) 企画副委員長 1名
- (5) 部会長 2名(各部会1名)
- (6) 副部会長 2名(各部会1名)
- (7) 監査員 2名 ※4名を2名に
- 2 会長は、長谷地域代表自治会長が務める。
- 3 副会長は、長谷地域副代表自治会長が務める。
- 4 監査員は会長及び副会長以外の自治会長が務める。
- 5 会長は、必要に応じて企画委員会の承認を得て、地域創生団体の長を協議会の役員に任命することが出来る。

(役員の任務)

第8条 各役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 企画委員長は、企画委員会の会務を統括し企画委員会を代表する。また、企画委員会を招集し企画委員会の議長となる。
- (4) 企画副委員長は、企画委員長を補佐し、企画委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 部会長は、部会の活動を統括し部会を代表する。また、部会を招集し部会の議長となる。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (7) 監査員は、協議会会計並びにセンター管理会計の監査事務を行う。

(任 期)

- 第9条 委員並びに役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 欠員により選出された委員並びに役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決機関)

- 第10条 総会及び企画委員会を議決機関とする。

(総 会)

- 第11条 総会は、委員で構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議または議決する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし会長が招集する。
 - 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
 - 4 総会の議長は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 総会は、委任状を含めた委員の過半数以上の出席により成立するものとする。
 - 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 7 総会の議決事項は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) まちづくり計画の策定及び変更
 - (2) 規約の制定及び改正
 - (3) 役員の承認
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算
 - (5) その他、協議会に関する重要な事項

(企画委員会)

- 第12条 企画委員会は、総会で議決された方針に基づき、協議会が実施する事業の総括を行い、また、各部会が実施する事業のサポートを行う。
- 2 企画委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 会長

- (2) 副会長
 - (3) 監査員
 - (4) 部会長及び副部会長
 - (5) 会長推薦者（6名以内）
 - (6) 活動推進員のうち3名以内
- 3 企画委員会に企画委員長及び企画副委員長を置く。
 - 4 企画委員長及び企画副委員長は、企画委員会の委員の互選により選出する。
 - 5 企画委員会は必要に応じ委員を招き、活動についての協議をすることができる。
 - 6 総会がやむを得ない事情で開催できない場合は、総会機能を代行することができる。
 - 7 企画委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 協議会の運営に関する事項
 - (4) 長谷地域、協力団体に対する活性化支援に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務又は予算の執行に関する事項

（事業の実施）

第 13 条 総会で議決された方針に基づき事業部会で実施する。

（事業部会）

第 14 条 事業部会は、事業の運営及び実施を行う組織の総称であり、事業実施のために次の各号に掲げる専門部を設置する。また、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

- (1) ふれあい部会
 - (2) 福祉部会
- 2 第5条に定める委員は、いずれかの部会に所属するものとする。
 - 3 部会は、総会で議決された事業計画及び予算に基づき、企画委員会の承認を得て事業を執行する。
 - 4 部会は、次年度の事業計画及び予算を立案し、企画委員会に提案する。
 - 5 部会は、住民や自治会、各種団体と協働、連携して活動を推進する。
 - 6 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
 - 7 部会長及び副部会長は、各部会の委員の互選により選出する。
 - 8 福祉部会のサポート役として、長谷地域内の民生委員・児童委員、民生・児童協力委員並びに福祉委員で構成する三者連絡会を置く。
 - 9 第1項に掲げるもののほか、必要な部会は企画委員会で決定し、置くことができる。

（会議の招集）

第 15 条 会議は総会を除き、企画委員長または各部会長が必要と認めるとき

に開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、企画委員長または各部会長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 会議は、構成員の半数以上（委任を含め）の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、総会を除き原則参加者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席委員の過半数で決し可否同数となったときは、企画委員長または各部会長の決するところによる。

（役員報酬及び費用弁償）

第 16 条 協議会は、役員、委員並びに事務局構成員に対して、役員報酬及び費用弁償等を支給することができる。

- 2 役員報酬及び費用弁償等の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

（地域創生団体への活動助成）

第 17 条 協議会は、地域創生団体の活動支援として、助成金を交付することができる。

- 2 助成金の額並びに申請方法等については、会長が別に定める。

（活動経費）

第 18 条 協議会の活動は、次の収入をもって充てる。

- (1) 佐用町、兵庫県等の交付金、助成金、補助金等
- (2) 佐用町社会福祉協議会の助成金、補助金等
- (3) 自主事業による収益金
- (4) 協賛金、寄付金
- (5) その他の収入

（会計）

第 19 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（規約の改廃）

第 20 条 この規約の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

（補則）

第 21 条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長とセンター長が協議して別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規約は平成18年5月12日から施行する。

附 則

平成20年5月11日 改正

附 則

平成24年5月6日 改正

附 則

平成26年3月22日 改正

改正後の規約は平成26年4月1日から適用する。

附 則

令和2年4月24日 改正

改正後の規約は令和2年4月1日に遡り適用する。

附 則

令和3年4月25日 改正

改正後の規約は令和3年4月1日に遡り適用する。

附 則

令和4年4月17日 改正

改正後の規約は令和4年4月1日に遡り適用する。

令和5年4月30日 改正

改正後の規約は令和5年4月1日に遡り適用する。

別表1（委員一覧表）

□長谷自治会 自治会長（1名）	民生委員・児童委員（3名）
	会長推薦者（6名以内）

活動推進員（2名） 福祉委員（1名）	自己加入申出者（若干名） ※以下を削除 高年クラブ代表 小学校PTA代表 中学校PTA代表 スポーツ推進員 農会長代表 消防団代表
宗行自治会 自治会長（1名） 活動推進員（1名） 福祉委員（1名）	
横坂自治会 自治会長（1名） 活動推進員（2名） 福祉委員（1名）	
□金近自治会 自治会長（1名） 活動推進員（1名） 福祉委員（1名）	
奥金近自治会 自治会長（1名） 活動推進員（2名） 福祉委員（1名）	
奥長谷自治会 自治会長（1名） 活動推進員（1名） 福祉委員（1名）	